

会社名： 日本ポリケム株式会社  
住所： 東京都千代田区有楽町1-10-1、有楽町ビル  
担当部門： 業務部 品質保証グループ  
電話番号： 03-3287-8005  
FAX番号： 03-3287-8046

【MSDS整理番号 97012001】

作成 平成 9年 1月 9日

【製品名】 ノバテック PP

【物質の特定】 化学名： ポリプロピレン

成分： (①又は②) ◦ ① プロピレンホモポリマー  
② エチレン・プロピレン共重合体

化学式： (①又は②) ◦ ①  $(C_3H_6)_m$   
②  $(C_2H_4)_m \cdot (C_3H_6)_n$

官報公示整理番号 化審法番号： ① プロピレンホモポリマー (6)-402  
(①又は②) ② エチレン・プロピレン共重合体 (6)-10

安衛法番号： 同上

CAS. No. : ◦ ① プロピレンホモポリマー 9003-07-0  
(①又は②) ② エチレン・プロピレン共重合体 9010-79-1

国運分類及び国運番号： 対象外

【危険・有害性の分類】 分類の名称： 対象外

危険性： 常温の取扱いでは特に危険性はない。  
成形加工時は、高温のため分解ガスが発生する可能性もあるので、注意を要す。  
粉塵は、爆発混合気を生成する場合がある。  
有害性： 生理学的に不活性であり、人体への特別な毒性作用はない。  
環境影響： 野外に漏出した場合、鳥等の動物が飲み込み窒息する可能性がある  
あるので、廃棄や漏出には注意を要す。

【応急処置】 (成形加工時)

目に入った場合： 大量の冷水で充分洗眼後、医師の診断を受ける。  
皮膚についた場合： 素早く大量の水で冷やす。火傷の程度により医師の診断を受ける。  
吸入した場合： 新鮮な空気のある場所へ移動し、医師の診断を受ける。  
飲み込んだ場合： 直ちに吐き出させる。多量に飲み込んだ場合は、医師の診断を受ける。

【火災時の処置】 消火方法： 消火活動時は、保護具着用のこと  
消火剤： 水、二酸化炭素、ドライケミカル、泡消火剤

【漏出時の処置】 こぼれたペレットは、足を滑らせ転倒させる可能性があるため、掃き集めたり、真空で吸い取り、容器に回収する。  
公共用水や野外に漏出させないこと。

【取扱い及び保管上の注意】	<p>取扱い： 水分、湿気、強酸化剤、熱源、火源との接触厳禁。破袋により荷崩れを起こし、最悪の場合、人身事故を招く可能性もあるので、破袋の原因になる乱暴な扱い（落下させたり、衝撃を加えたり、引きずる等）をしない。</p> <p>保管： 常温屋内保管。水濡れ・湿気・異物付着、湿入・直射日光は厳禁。長期間の保管により破袋、荷崩れ、あるいはペレットの固着を起こす場合もあるので、過大な積み重ねや長期間の保管は避ける。（原則として、6ヶ月以内に使用して下さい）</p>
【暴露防止措置】	<p>許容濃度： 日本産業衛生学会、ACGIH： 設定されていない （但し、粉塵が発生する場合は、日本産業衛生学会の第3種粉塵に対する勧告値を基準を採用するのが望ましい。すなわち吸入性粉塵：2mg/m<sup>3</sup>、総粉塵：8mg/m<sup>3</sup>）</p> <p>設備対策： 成形加工時又は粉塵により分解ガス、蒸気、ミストが発生する可能性があるため、成形工場の換気を十分に行い、成形装置には局所排気装置を設置する。</p> <p>保護具： 成形加工時は高温になるので、長袖作業衣、手袋（綿、皮革製）を着用し、火傷に注意する。高温で長時間滞留後のバージ時には、顔面保護のこと。粉塵が発生する場合は、防護マスクを着用する。</p>
【物理／化学的性質】	<p>外観： 乳白色ペレット（又は白色パウダー）</p> <p>融点： 150～165℃、 密度： 0.90～0.91（g/cm<sup>3</sup>）</p> <p>溶解度 水： 不溶</p>
【危険性情報】	<p>引火点： 約340℃、 発火点： 400℃&lt;（推定）</p> <p>可燃性： あり（消防法の指定可燃物） 燃焼により一酸化炭素、二酸化炭素、炭化水素及びその酸化物を生成する。</p> <p>水との反応性・自己反応性・爆発性： なし、</p> <p>安定性・反応性： 常温では安定。300℃以上の高温において分解し、炭化水素及びその酸化物（アルデヒド、酸、アルコール等）を生成する。</p>
【有害性情報】	<p>皮膚腐食性、刺激性、感作性、変異原性、生殖毒性、催奇形性 ：特に知見なし（特別な問題はないと考えている）。</p> <p>急性毒性、慢性毒性： なし（文献による）</p> <p>がん原性： IARCの発がん性区分でグループ3（人に対して発がん性については、分類できない）</p>
【環境影響情報】	<p>分解性、蓄積性、魚毒性： 特に知見なし（特別な問題はないと考えている）。</p> <p>海洋生物や鳥類が摂取することを防止する為、海洋や水域での投棄、放出はしない。</p>
【輸送上の注意】	<p>水濡れ、異物混入及び荷崩れ防止措置を行う。</p> <p>包装を傷付けたり、破袋させるような乱暴な取扱いは厳禁。</p>
【廃棄上の注意】	<p>「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に従って焼却又は埋立を行う。</p> <p>地方自治体の規制がある場合は、それに従うこと。</p>
【主な適用法規】	<p>保管： 消防法（指定可燃物、合成樹脂類 3,000kg）</p> <p>廃棄： 廃棄物処理及び清掃に関する法律</p> <p>その他、用途による規制あり。（例）食品包装材料；食品衛生法、医薬品用容器；薬事法）</p>
【その他】	<p>記載内容の問い合わせ先： 前頁記入の担当部門までお願いします。</p>

申請様式	(A) 申請様式 (A) によるもの：容器包装・器具、合成樹脂原料 (B) 申請様式 (B) によるもの：添加剤、着色剤 (C) 申請様式 (C) によるもの：(A) 及び (C) 登録品を使用する容器包装・器具等																																																																								
合成樹脂分類 または 使用対象合成樹脂 (制限)	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>AS樹脂</td> <td>M</td> <td>メタクリル樹脂</td> <td>Z</td> <td>ポリメタクリルスチレン</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>ABS樹脂</td> <td>O</td> <td>ポリフェニレンエーテル</td> <td>NR</td> <td>ポリエステルカーボネート</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>ポリブテン-1</td> <td>P</td> <td>ポリプロピレン</td> <td>NE</td> <td>エチレン・テトラシクロペンタコポリマー</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>ポリシクロヘキレンジメチレンテレフタレート</td> <td>Q</td> <td>ポリエチレンテレフタレート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>ポリエチレン</td> <td>R</td> <td>ポリカーボネート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>ふっ素樹脂</td> <td>S</td> <td>ポリスチレン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>ポリアクリロニトリル</td> <td>T</td> <td>ポリブチレンテレフタレート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>ポリメチルペンテン</td> <td>U</td> <td>ポリアリレート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>ポリエーテルイミド</td> <td>V</td> <td>ポリビニルアルコール</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>J</td> <td>ブタジエン樹脂</td> <td>W</td> <td>ポリエチレンナフタレート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>K</td> <td>ナイロン</td> <td>X</td> <td>ヒドロキシ安息香酸ポリエステル</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>L</td> <td>ポリアセタール</td> <td>Y</td> <td>ポリアリルサルホン</td> <td>N</td> <td>2種以上の樹脂用</td> </tr> </table>	A	AS樹脂	M	メタクリル樹脂	Z	ポリメタクリルスチレン	B	ABS樹脂	O	ポリフェニレンエーテル	NR	ポリエステルカーボネート	C	ポリブテン-1	P	ポリプロピレン	NE	エチレン・テトラシクロペンタコポリマー	D	ポリシクロヘキレンジメチレンテレフタレート	Q	ポリエチレンテレフタレート			E	ポリエチレン	R	ポリカーボネート			F	ふっ素樹脂	S	ポリスチレン			G	ポリアクリロニトリル	T	ポリブチレンテレフタレート			H	ポリメチルペンテン	U	ポリアリレート			I	ポリエーテルイミド	V	ポリビニルアルコール			J	ブタジエン樹脂	W	ポリエチレンナフタレート			K	ナイロン	X	ヒドロキシ安息香酸ポリエステル			L	ポリアセタール	Y	ポリアリルサルホン	N	2種以上の樹脂用
A	AS樹脂	M	メタクリル樹脂	Z	ポリメタクリルスチレン																																																																				
B	ABS樹脂	O	ポリフェニレンエーテル	NR	ポリエステルカーボネート																																																																				
C	ポリブテン-1	P	ポリプロピレン	NE	エチレン・テトラシクロペンタコポリマー																																																																				
D	ポリシクロヘキレンジメチレンテレフタレート	Q	ポリエチレンテレフタレート																																																																						
E	ポリエチレン	R	ポリカーボネート																																																																						
F	ふっ素樹脂	S	ポリスチレン																																																																						
G	ポリアクリロニトリル	T	ポリブチレンテレフタレート																																																																						
H	ポリメチルペンテン	U	ポリアリレート																																																																						
I	ポリエーテルイミド	V	ポリビニルアルコール																																																																						
J	ブタジエン樹脂	W	ポリエチレンナフタレート																																																																						
K	ナイロン	X	ヒドロキシ安息香酸ポリエステル																																																																						
L	ポリアセタール	Y	ポリアリルサルホン	N	2種以上の樹脂用																																																																				
添加剤および 着色剤原材料 (制限)	<p>J PLに制限のないもの、または品質制限のみ</p> <p>K 用途制限のあるもの（食品分類、その他）</p> <p>L 使用量制限のあるもの</p> <p>M 用途、使用量の制限のうち複数で制限のあるもの、または品質以外の制限（溶出量など）が伴うもの</p>																																																																								
食品分類による用途 (範囲)	<table border="1"> <tr> <td>Z</td> <td>I、II、III、IVの全てに適合</td> <td>W<sub>4</sub></td> <td>II、IVに適合</td> <td colspan="2">食品分類</td> </tr> <tr> <td>Z<sub>3</sub></td> <td>I、II、IIIに適合</td> <td>Q</td> <td>Iに適合</td> <td>I</td> <td>油性及び脂肪性食品</td> </tr> <tr> <td>Z<sub>4</sub></td> <td>I、II、IVに適合</td> <td>R</td> <td>IIに適合</td> <td>II</td> <td>酒類</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>I、IIに適合</td> <td>S</td> <td>III、IVに適合</td> <td>III</td> <td>その他食品(I及びII以外の食品でpH5を超えるもの)</td> </tr> <tr> <td>X</td> <td>I、III、IVに適合</td> <td>S<sub>3</sub></td> <td>IIIに適合</td> <td>IV</td> <td>その他食品(I及びII以外の食品でpH5以下のもの)</td> </tr> <tr> <td>X<sub>3</sub></td> <td>I、IIIに適合</td> <td>S<sub>4</sub></td> <td>IVに適合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>X<sub>4</sub></td> <td>I、IVに適合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>W</td> <td>II、III、IVに適合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>W<sub>3</sub></td> <td>II、IIIに適合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>着色剤の場合、食品分類による用途記号は登録番号の末尾に付く。</p>	Z	I、II、III、IVの全てに適合	W <sub>4</sub>	II、IVに適合	食品分類		Z <sub>3</sub>	I、II、IIIに適合	Q	Iに適合	I	油性及び脂肪性食品	Z <sub>4</sub>	I、II、IVに適合	R	IIに適合	II	酒類	Y	I、IIに適合	S	III、IVに適合	III	その他食品(I及びII以外の食品でpH5を超えるもの)	X	I、III、IVに適合	S <sub>3</sub>	IIIに適合	IV	その他食品(I及びII以外の食品でpH5以下のもの)	X <sub>3</sub>	I、IIIに適合	S <sub>4</sub>	IVに適合			X <sub>4</sub>	I、IVに適合					W	II、III、IVに適合					W <sub>3</sub>	II、IIIに適合																						
Z	I、II、III、IVの全てに適合	W <sub>4</sub>	II、IVに適合	食品分類																																																																					
Z <sub>3</sub>	I、II、IIIに適合	Q	Iに適合	I	油性及び脂肪性食品																																																																				
Z <sub>4</sub>	I、II、IVに適合	R	IIに適合	II	酒類																																																																				
Y	I、IIに適合	S	III、IVに適合	III	その他食品(I及びII以外の食品でpH5を超えるもの)																																																																				
X	I、III、IVに適合	S <sub>3</sub>	IIIに適合	IV	その他食品(I及びII以外の食品でpH5以下のもの)																																																																				
X <sub>3</sub>	I、IIIに適合	S <sub>4</sub>	IVに適合																																																																						
X <sub>4</sub>	I、IVに適合																																																																								
W	II、III、IVに適合																																																																								
W <sub>3</sub>	II、IIIに適合																																																																								
使用温度条件 (範囲)	<p>a 100℃以下に適合</p> <p>h 食品分類Iの100℃を超えるものに適合</p> <p>i 食品分類III及びIVの100℃を超えるものに適合。ただしIIIのみの場合はi(III)、IVのみの場合はi(IV)</p> <p>r 食品分類I、III、IVの100℃を超えるものに適合。ただしI、IIIのみの場合はr(III)、I、IVのみの場合はr(IV)</p>																																																																								
厚さ限定及び制限 (合成樹脂原料)	<p>U PLの制限の項及び溶出試験において試料の厚さ限定を付したものの</p> <p>L 添加量制限物質を含むもの</p> <p>記号は登録番号末尾に付く。</p>																																																																								
厚さ制限	mm 以下																																																																								
加工条件																																																																									
変更経歴																																																																									